

総合事業の主な内容

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスのほかに津市独自の多様なサービスを提供します。

対象者

- ① 要支援認定で「要支援1・2」と認定された人
- ② 要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」の実施により「サービス事業対象者」に該当した人
※40歳から64歳までの人（第2号被保険者）は、要介護認定の申請が必要です。

内容

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。

対象者

65歳以上のすべての人
(第1号被保険者)

内容

- 転倒予防教室
- 元気アップ教室
- 認知症予防教室
- 認知機能アップ教室
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 高齢者食生活改善事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

【訪問型サービス】

基準	津市のサービスの名称	サービスの内容	サービスの提供者(例)
訪問介護相当	介護予防 訪問型サービス	既存の訪問介護事業所による入浴や食事などの生活の支援が受けられます。 ※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※乗車・降車等の介助は利用できません。	訪問介護員
緩和した基準によるサービス	生活支援 訪問サービス	生活援助のみ	一定の研修修了者による生活援助
住民主体によるサービス	地域ささえあい 訪問支援	住民同士のささえあいによる生活援助(買い物代行・ごみ出し等)	住民主体・ボランティア
概ね3ヶ月の短期集中サービス	短期集中 専門訪問サービス	専門職による居宅での運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善・認知症予防の支援	保健・医療の専門職の関与

【通所型サービス】

基準	津市のサービスの名称	サービスの内容	サービスの提供者(例)
通所介護相当	介護予防 通所型サービス	既存の通所介護事業所による食事・入浴などの基本的なサービスや個別機能訓練	通所介護事業者の従事者
緩和した基準によるサービス	生活支援 通所サービス	運動・レクリエーション等	生活相談員・看護師等の配置義務なし
住民主体によるサービス	地域ささえあい 通所支援	住民同士のささえあいによる体操や調理など自主的な通いの場	住民主体・ボランティア
概ね3ヶ月の短期集中サービス	短期集中 専門通所サービス	専門職による運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善・認知症予防の支援を事業所で受ける	保健・医療の専門職の関与